

函館市海外悪性伝染病対策本部設置要綱

(目的)

第1条 本市酪農畜産業保全のために、酪農・畜産に大きな影響を与える口蹄疫、豚コレラおよび高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病（以下「本病」という。）の本市域への侵入防止対策等に万全を期すため、「函館市海外悪性伝染病対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、北海道海外悪性伝染病警戒本部の実施する対策に準じて、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 函館市内における海外悪性伝染病対策の庁内等の連絡体制に関すること
- (2) 農場における侵入防止対策に関すること
- (3) 畜産関係者における防疫対策に関すること
- (4) 物流における防疫対策に関すること
- (5) 市民および来函者への協力依頼に関すること
- (6) 情報の収集に関すること
- (7) 広報に関すること
- (8) その他必要な事項

(組織)

第3条 対策本部は本部長、副本部長および本部員を持って構成し、別表第1のとおりとする。

2 本部長は、対策本部の事務を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策本部は、本部長が招集する。

2 本部長不在の場合は、副本部長が招集する。

3 本部長が必要と認める時、本部員以外の組織の出席を要請することができる。

(班編制)

第5条 対策本部に必要な応じ対策班を設置し、別表2のとおりとする。

2 対策班は、班長、班員をもって構成し、会議で決定された対策の実施に関する調整を行うほか、本部長の指示する事項を処理する。

3 班長は、班会議の事務を統括する。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局を函館市農林水産部農務課に置く。

2 対策本部に事務局長を置き、事務局長が対策本部事務を統括する。

3 対策本部、班会議、その他対策に係る庶務は必要に応じて事務局ならびに各構成組織において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行する。

別表 1

函館市海外悪性伝染病対策本部

区 分	構 成 員
本 部 長	函館市家畜伝染病自衛防疫組合 組合長
副本部長	函館市農林水産部 部長
本 部 員	新函館農業協同組合七飯基幹支店 営農センター長
	函館市亀田農業協同組合 営農部長
	みなみ北海道農業共済組合道南支所 南部家畜診療センター 所長
	渡島農業改良普及センター 次長
	株式会社山辺畜産 代表取締役社長

別表 2

函館市海外悪性伝染病対策本部班組織

総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整に関すること ・情報収集および広報に関すること
防 疫 班	<ul style="list-style-type: none"> ・発生情報に関すること ・防疫対策に関すること
指 導 班	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に関すること
協 力 班	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対策に関すること

函館市海外悪性伝染病対策本部機構図

